西小山駅周辺一帯の街づくり

# でからうくりニュース

第18号 平成29年 3月発行

~災害に強く、賑わいや潤いのある街を目指して~

Topics"

**西小山地区街づくりルール(ソフト面) をとりまとめました** 

🍆 第 46 回・47 回西小山街づくり協議会の開催

▶ 目黒区の組織改正について

# **四小山地区街づくりルール(ソフト面)をとりまとめました!**

西小山街づくり協議会(以下、「協議会」とする。)では、「西小山街づくり整備構想」で示された地区の将来像を実現するためには、"地域の実情に合わせた具体的な街のルール"が必要であると考え、検討・協議を重ね、「西小山地区街づくりルール提案書」として取りまとめて平成25年5月に目黒区へ提出しました。目黒区は、この「提案書」を受け、平成27年1月9日に「西小山駅前地区地区計画」を都市計画決定し、告示しました。

地区計画は、主に道路などの地区施設の整備や建築物の用途や形態・意匠などについて規制・誘導してい

西小山地区 街づくりルール
(ソフト面)

支え合う心を育み 災害に強く
安全・安心で 服わいと活力に満ちた
文化的な潤いのある 暮らしやすい街

平成 29年3月

西町一口目音 の原則な住民後の選 高小山南京県周剛会
高小山ニコニコ湾リ南高会 太びす道り南京会 高の山井天道り始会

くものです。街づくりとしてのもうひとつの側面である、日常生活のマナーや災害 に対する備え、商店街の街づくりなどに関して十分対応できない面があります。

そこで、協議会では「提案書」を区へ提出した後も、こうした課題に対応するため約2年間に渡り継続的に検討・協議を進めて参りました。

このたび、こうした街づくりに関する主にソフト的な面について『西小山地区街づくりルール(ソフト面)』としてとりまとめましたので、皆さまにお知らせいたします。ここに示された具体的なさまざまな事柄を地区の皆さまと共有し、今後の西小山駅周辺地区の街づくりへ活かしていきたいと存じます。

皆さまのご理解・ご協力をお願いしたします。

# 四小山地区街づくりルール(ソフト面)の範囲と概要

# 西小山地区街づくりルール(ソフト面)の対象区域

- ◇「西小山地区街づくりルール(ソフト 面) | の対象区域は、「西小山街づく り協議会」の範囲です。
- ◇町丁別では、原町 1 丁目 1 ~ 19 番 地(約7.4ha) が対象となります。

┏・■ 西小山街づくり協議会の範囲 • (約7.4ha)

西小山駅前地区地区計画の区域 (約2.6ha)

原町一丁目•洗足一丁目地区地区計画 の区域(約15.6ha)



# 西小山地区街づくりルール(ソフト面)の概要

◇「西小山地区街づくりルール(ソフト面)」の概要は以下の内容です。

#### 地区全体に関すること

#### 【防災まちづくり】

- ・避難路の確保、避難ルートの確認に努めます
- ・支えあいの心を大切にします・日ごろから防災について心がけます

#### 【地域の環境を維持、向上するルール】

・近隣への気づかいを大切にします・地域活動の活性化に努めます

#### 住宅に関わるルール

【地域の潤い】 ・地域の潤いづくりを大切にします

【街並み】 ・調和のある街並み景観づくりに努めます

## 商店街に関すること

#### 【親しみやすい商店街づくり】

- ・消費者ニーズに対応した商店街づくりに努めます
- ・明るい商店街づくりを進めます
- ・住環境と調和した商店街づくりに努めます
- 美観に配慮した商店街づくりに努めます
- ・高齢者・子育て世代にやさしい商店街づくりを進めます

### 【安全・安心、快適な商店街づくり】

安全で安心して買い物ができる環境づくりを進めます

※詳しくは、街づくりルールのパンフレットをご覧ください。

# 西小山街づくり協議会の開催

## ●第46回西小山街づくり協議会を開催しました!

第 46 回協議会を、平成 28 年 11 月 14 日 (月) に開催しました。

当日は、今後の進め方として、「西小山地区街づくりルール(ソフト面)」を、西小山地区の共通認識としてのルールとしていくため、関係団体と連携しながら具体的な運用を目指して取り組んでいくことを確認しました。



第46回協議会の様子

また、街づくり協議会の次のステップへの勉強会として、法政大学で建築・街づくりについて研究している建築家の北山教授及び横浜国立大学織山教授をお招きし、西小山地区及び周辺地区に対する「新しいまちづくり研究」の提案をして頂き、意見交換を行いました。

## ●第47回西小山街づくり協議会を開催しました!

第 47 回協議会を、平成 29 年 3 月 29 日 (水)に開催しました。

当日は、「西小山地区街づくりルール (ソフト面)」 の内容を確認し、協議会としてとりまとめました。 今後、協議会の区域に配布をすることを確認しま した。

また、区から、原町一丁目 7番・8番地区の街づくりの検討状況の報告を受けるとともに、 平成29年度の協議会の進め方等について協議しました。



第47回協議会の様子

# 目黒区の組織改正について

平成29年4月から、目黒区の組織の一部が改正されます。それに伴い、西小山の街づくりに関する事務局も、名称が変更されます。

旧名称: 目黒区 街づくり推進部 地区整備計画課(西小山地区)

新名称:目黒区 街づくり推進部 木密地域整備課 木密地域整備係

TEL: 03-5722-9672 FAX: 03-5722-9239

# **街**づくり協議会の参加者を募集しています!

西小山街づくり協議会は、災害に強く賑わいと潤いのある街づくりを住民主体で進めるために設立した団体です。原町一丁目の 1 番から 19 番地内で、土地・建物を所有している方、生活している方、事業を営まれている方ならどなたでも参加可能です。是非、ご参加ください。



※街づくり協議会は委員制で運営しています。

新たに委員として参加を希望される方は、下記事務局まで事前連絡をお願いします。

## 西小山街づくり協議会事務局

街づくり協議会に関することや、街づくりに関する疑問、 ご意見等ありましたら、事務局までご連絡下さい。

(西小山街づくり協議会 事務局)

目黒区街づくり推進部地区整備計画課

〈平成29年4月以降:目黒区街づくり推進部木密地域整備課〉

電話 : 03-5722-9672 (直通)

FAX : 03-5722-9239

E-Mail : nishikoyama-kai@city.meguro.tokyo.jp

西小山街づくりニュース 第18号 発行/西小山街づくり協議会